

雇用保険適用事業所を設置する場合の手続きについて

二元

★事業所の事業内容により「一元適用」と「二元適用」に分かれます。

- 一元適用・・・二元適用事業以外の者
- 二元適用・・・建設、農林水産、都道府県、市町村ならびにこれらに準ずるものの行う事業

◆手続きの流れ

- ◆「労災保険」に関することは、労働基準監督署
- ◆「雇用保険」に関することは、ハローワークへ必要書類を提出してください。

◆ハローワークへ提出する書類

- 雇用保険適用事業所設置届
- 労働保険 保険関係成立届
- 労働保険 概算保険料申告書
- 事業所の实在、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況、ほかの社会保険の加入状況を証明することができる書類

法人

- ①登記事項証明書（6か月以内のもの）
- ②事業所の所在地が確認できる書類（登記所在地と異なる場合）
- ③不動産契約書（事務所等が賃貸の場合）
- ④事業所の名称、所在地および事業の実態が確認できる書類
 - 監督官庁の許認可証（建設、飲食、不動産、旅行、医療等）
 - 登録証（税理士、会計士、司法書士、賃貸業等）
 - 税務関係（事業開始届、確定申告書等）
 - 社会保険関係届出書控
 - 取引先発行の契約書、見積書、納品書、領収書等
 - 公共料金の領収書（電気、ガス、水道等）

個人

- ①事業主世帯全員の住民票
- ②不動産契約書（事務所等が賃貸の場合）
- ③事業所所在地および事業の実態が確認できる書類
 - 監督官庁の許認可証（建設、飲食、不動産、旅行、医療等）
 - 登録証（税理士、会計士、司法書士、賃貸業等）
 - 税務関係（事業開始届、確定申告書等）
 - 社会保険関係届出書控
 - 取引先発行の契約書、見積書、納品書、領収書等
 - 公共料金の領収書（電気、ガス、水道等）

- 雇用保険 被保険者資格取得届
雇用保険に以前加入していた方の場合、本人より雇用保険被保険者番号を確認してください。
被保険者番号が不明の場合は、備考欄に前職（雇用保険加入）の社名（法人名）を記入してください。
併せてマイナンバーの確認をお願いします。
- 労働者の雇用実態、賃金の支払い状況等を証明できる書類
労働者名簿 ・ 出勤簿（タイムカード） ・ 雇用契約書 ・ 賃金台帳